大田区立消費者生活センターからのお知らせ

**アナログ戻しの勧誘にご注意**

■ご相談概要

高齢の母宛に、大手通信業者から「固定電話の回線を光回線からアナログ回線に戻せば料金が安くなる」と電話勧誘があった。

母は料金が安くなればと考え契約をしたが、後から、契約先は大手通信業者とは全く別の事業者だとわかった。

契約内容も、母には不要なサポート契約で月額5,500円を支払う

ことになっていた。

解約すると違約金がかかると書いてあるが、お金を払わずに解約

したい。

■アドバイス

上記のご相談では、勧誘方法等に問題があったことがわかり、結果として解

約となりましたが、原則として、解約は、予め契約時に決められた条件で行う必要があります。

そのため、内容をしっかりと確認せずに契約してしまうと、解約をしたくても、高額な違約金を支払わなければならなくなる可能性があります。

　まずは「安くなる」などという勧誘には安易に応じないことが大切です。

電話勧誘や訪問勧誘では、内容をしっかりと確認する余裕がないことが多いので、理解できないことや、少しでも不安を感じたときには、必ず、その場で契約せず、家族や消費者生活センターに相談しましょう。

■ポイント

通信契約には、ご利用される方にとって必要のないサポート契約が含まれていることがあります。ご利用方法に合った契約になっているか確認してみましょう。

固定電話を光回線にしていることで、インターネットだけでなく、スマートフォンや電気料金が安くなるパッケージにご加入されている場合もあります。

そのため、アナログに戻すことで、かえって、月々の支払いが高くなってしまうこともあります。契約変更は慎重にされることをおすすめします。

**[　消費生活のお困りごとは　大田区立消費者生活センターに　]**

相談専用電話　03-3736-0123

受付時間　月曜日～金曜日　午前9時～午後4時30分まで

（祝日、年末年始を除く）

土曜日・日曜日、祝日は国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン　188（いやや）

土曜日　午前9時～午後5時まで　日曜日、祝日　午前10時～午後4時まで

（年末年始、点検日等のときを除く）